

第 85 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

| 資料番号 | 資料名 |
|-------|--------------------------------|
| 1 | 議事次第 |
| 2 | 委員名簿 |
| 3 | 会場配置図 |
| 4-(1) | 第 4 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 議題 |
| 4-(2) | 第 4 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要 |
| 5-(1) | 第 31 回 一般原則部会 (CCGP) 仮議題 |
| 5-(2) | 第 31 回 一般原則部会 (CCGP) 主な検討議題 |
| 6-(1) | 第 51 回 食品添加物部会 (CCFA) 仮議題 |
| 6-(2) | 第 51 回 食品添加物部会 (CCFA) 主な検討議題 |
| 7-(1) | 第 51 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題 |
| 7-(2) | 第 51 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討議題 |

第 85 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 31 年 3 月 5 日（火）

13:30 ～ 16:30

場所：航空会館 501+502 会議室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第4回 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

② 今後の活動について

- ・ 第 31 回 一般原則部会（CCGP）
- ・ 第 51 回 食品添加物部会（CCFA）
- ・ 第 51 回 残留農薬部会（CCPR）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

| | | |
|------------|------------|--|
| あまがさ 天笠 | けいすけ 啓祐 | 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員 |
| ありた 有田 | よしこ 芳子 | 主婦連合会 会長 |
| いわた 岩田 | しゅうじ 修二 | 特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長 |
| おにたけ 鬼武 | かずお 一夫 | 日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当 |
| くまがい 熊谷 | ひとみ 日登美 | 日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授 |
| しみず 清水 | いわお 巖 | 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長 |
| すがぬま 菅沼 | おさむ 修 | 国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長 |
| せぐる 脊黒 | かつや 勝也 | 一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事 |
| たなか 田中 | ひろゆき 弘之 | 東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長 |
| つるみ 鶴身 | かずひこ 和彦 | 公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長 |
| とべ 戸部 | よりこ 依子 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長 |
| はすお 蓮尾 | たかこ 隆子 | 家庭栄養研究会 常任顧問 |
| やまぐち 山口 | りゅうじ 隆司 | 一般財団法人 食品産業センター 海外室次長 |
| よしいけ 吉池 | のぶお 信男 | 青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授 |

第 85 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 31 年 3 月 5 日 (火) 13:30 ~ 16:30

航空会館 501+502 会議室

事務局等

入口

消費者庁 芳賀補佐 ○
 農林水産省 辻山調査官 ○
 厚生労働省 原田室長 ○
 (司会)
 説明者 ○

吉池 委員 ○
 山口 委員 ○
 蓮尾 委員 ○
 戸部 委員 ○



○ 天笠 委員
 ○ 有田 委員
 ○ 岩田 委員
 ○ 鬼武 委員

○ 鶴身 委員
 ○ 脊黒 委員
 ○ 菅沼 委員
 ○ 清水 委員
 ○ 熊谷 委員

報道関係者

傍聴席

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 4 回スパイス・料理用ハーブ部会

日時：2019 年 1 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：ティルヴァナンタプラム(インド)

議題

| | |
|-----|-------------------------|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3 | オレガノ |
| 3.1 | オレガノの規格原案（ステップ 4） |
| 4 | 乾燥根・根茎・球根 |
| 4.1 | ショウガの規格原案（ステップ 4） |
| 4.2 | ニンニクの規格原案（ステップ 4） |
| 5 | 乾燥果実 |
| 5.1 | トウガラシとパプリカの規格原案（ステップ 4） |
| 6 | 乾燥葉 |
| 6.1 | バジルの規格原案（ステップ 4） |
| 7 | 乾燥種子 |
| 7.1 | ナツメグの規格原案（ステップ 4） |
| 8 | 乾燥花 |
| 8.1 | クローブの規格原案（ステップ 4） |
| 8.2 | サフランの規格原案（ステップ 4） |
| 9 | 新規作業提案 |
| 10 | その他の事項及び今後の作業 |
| 11 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 12 | 報告書の採択 |

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 4 回スパイス・料理用ハーブ部会報告書

2019 年 1 月 21 日（月）～1 月 25 日（金）にティルバナナンタプラム（インド）において開催された標記会合の概要及び結果を以下のとおり報告する。

本会議には、26 加盟国、1 加盟機関（EU）、1 オブザーバーが参加した。我が国の参加者は次のとおり。

| | |
|----------------------------|-------|
| 農林水産省食料産業局食品製造課 国際食料情報分析官 | 高柳 充宏 |
| 農林水産省消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官 | 丸野 吾郎 |
| テクニカルアドバイザー | |
| 全日本スパイス協会 | 山口 善子 |

議題 1. 議題の採択

部会は仮議題を今次会合の議題として採択することに合意した。

また、新規作業提案（カルダモン及びターメリック）及びグループ規格のフォーマットや作業方針の検討のため、米国を議長、インドを共同議長として会期内作業部会（in-session Working Group）を開催することを合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 40 回総会において、クミン及びタイムの規格案（ステップ 8）、コショウの規格原案（ステップ 5/8）並びにショウガ、ニンニク等の 7 品目の新規作業が承認された。また、グループ規格を植物の部位に基づいて策定し、審議の効率化のためグループ規格策定の優先順位を設定し、同一グループ内の個別品目についても優先順位を設定して作業を進める等の段階的なアプローチをとる方針について同意された。

第 38 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）において、個別品目のサンプリングプランを構築するためのテンプレートの作成を検討している旨、本部会に通知することが合意された。このことに対し、部会は CCMAS においてテンプレートが完成されてからスパイスのサンプリング法の検討を進めることを合意した。

第 50 回食品添加物部会（CCFA）において、当部会に対しステアリン酸マグネシウム及び非晶質二酸化ケイ素をハーブの固結防止剤として使用することへの技術的正当性を照会することが合意された。この照会に対し、部会は粉末状のスパイスの形状維持のため GMP (Good Manufacturing Practice) に基づいて使用される旨、通知することを合意した。

議題 3. オレガノ

3.1. オレガノの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

オレガノの規格の策定については、第 1 回会合においてアルゼンチンが新規作業を提案

し、同会合において合意され、第 37 回総会（2014 年）において新規作業として承認された。

第 2 回会合では、アルゼンチンを議長国（共同議長国：ギリシャ）とする電子作業部会から提案された規格原案について議論されたが、時間的制約により議論が収斂しなかった項目が多々あったため、本規格原案は電子作業部会で再検討されることになった。

第 3 回会合では、トルコが、当該規格の対象範囲を新規提案の際示されている *Origanum* L. のみを対象とすると提案したが、米国とメキシコを始めとする国々は、*Origanum* L. のみの規格に限定すると、「Oregano」として流通している全ての製品を対象としていた地域の社会上、環境上及び経済上に悪影響を与えるとして、部会は「Oregano」として流通している製品を対象とする一つの規格を作成し、その中で名称やそれぞれの性質で区別することとなった。

今次部会では、引き続き、トルコを議長国（共同議長国：メキシコ）とする電子作業部会が再検討した規格原案について議論された。

（結果）

冒頭に議長から、オレガノについては、第 3 回会合で、2019 年までにステップ 5 に進むことができない場合は作業の中止を検討することが合意されている旨、説明があった。

部会での議論の結果、物理的特性（異物の混入割合等）について、意見の収束が見られなかったことから、部会は電子作業部会の議長であるトルコを議長とする会期内作業部会を開催し、個別の論点について検討したうえで、部会で再度検討することとされた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① 製品の定義の項目について、「オレガノ」に含まれる品種を追加するとともに (*Origanum dubium*、流通名 ” Oregano of Cyprus”)、対象品種として記載されていない種であっても「オレガノ」の名称で一般に流通しているものであれば、当該規格は適用されると整理された。また、対象となる品種の範囲については引続き検討することとされた。
- ② 品質分類の項目について、規格原案に記載の Extra, Grade I, Grade II のクラス分けは任意であること、クラス分けしない製品には Grade II の要件（物理的、化学的特性等）が適用されることとされた。
- ③ 物理的特性について、米国を中心に、スパイスの通常の生産過程において異物の混入はある程度さけられないことから、ASTA (American Spice Trade Association) のガイドライン値と同等の緩い規格とする旨の提案があったが、Extra クラスでの植物性の異物やほ乳類の排泄物の混入の上限値等については、日本が提案した厳しい規格が認められた。
- ④ 食品添加物の項目について、粉末の形状の製品に対する固結防止剤の使用を可とする旨が記載された。
- ⑤ 表示の項目について、原料収穫地の表示を義務づけるとともに、製品生産地を任意表示とする旨が追記された。

（結論）

部会は本規格原案について、第 42 回総会（2019 年）にステップ 5 で予備採択を諮ることを合意した。また、食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項について、それ

それぞれ CCFA、食品表示部会（CCFL）及び CCMAS の承認を求めることを合意した。また、合意に至らなかった論点について、トルコを議長国とする電子作業部会を設置し、引続き検討することを合意した。

議題 4. 乾燥根・根茎・球根

4.1. ショウガの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

ショウガの規格の策定については、第 2 回会合において、新規作業提案の優先順位付けが行われ、インド及びナイジェリアによるショウガの規格策定提案は優先順位の高い「承認勧告」に分類された。

第 3 回会合において、ナイジェリアからプロジェクトドキュメントの改訂版が提出され、新規提案の要件に合っているとして、作業を開始することに合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。

今次部会では、ナイジェリアを議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

（結果）

規格様式の統一のため、グループ規格のフォーマット案をもとに文言の修正が行われた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① 分析法の項目について、カビや昆虫の検出法を追記。
- ② 表示の項目について、原料収穫地や収穫年を任意表示の項目として追記。
- ③ 化学的特性の項目について、日本から、漂白剤としての二酸化硫黄の残留を不可とする旨の条項を提案し、追記された。また、二酸化硫黄は最終製品に残留しない点で加工助剤としての性質があることから、添加物の項での記述ぶりについて CCFA に意見を求めることとなった。
- ④ 物理的特性の項目について、カビの混入や昆虫の食害の割合の上限値を除き合意された。

（結論）

部会は本規格原案について、第 42 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることを合意した。また、食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項について、それぞれ CCFA、CCFL 及び CCMAS の承認を求めるとともに、CCFA に対し、食品添加物の条項における加工助剤の適切な記載方法について意見を求めることに合意した。また、合意に至らなかった論点について、ナイジェリアを議長とする電子作業部会を設置し、引続き検討することを合意した。

4.2. ニンニクの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

ニンニクの規格の策定については、第 2 回会合において、新規作業提案の優先順位付けが行われ、インドによるニンニクの規格策定提案は、優先順位の高い「承認勧告」に分類された。

第 3 回会合において、新規提案の要件に合っているとして、新規提案を開始することに

合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。

今次部会では、インド及びマリを共同議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

（結果）

グループ規格のフォーマット案をもとに、今次部会で検討している他の規格原案の修正方針との整合を踏まえ、文言の修正が行われた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① 化学的特性の項目における水分含有量（粉末状）について、日本から通常の管理上妥当な値とすべきと提案し、チリやトルコからも同様のコメントがあり、同意された。
- ② 物理的特性の項目について、米国から ASTA のガイドライン値と同等の値が提案され、エジプト等から支持があった。

（結論）

最終的に各項目について合意が得られたことから、部会は本規格原案について、第 42 回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることを合意した。また、食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項について、それぞれ CCFA、CCFL 及び CCMAS の承認を求めることを合意した。

議題 5. 乾燥果実

5.1 トウガラシとパプリカの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

トウガラシとパプリカの規格の策定については、第 2 回会合において、インドからのトウガラシの規格策定に関する新規作業提案、アルゼンチンからの乾燥パプリカに関する新規作業提案は、類似性が高いことから統合して一つの新規作業提案とすることが合意され、「条件付きで承認」に分類された。

第 3 回会合において、新規作業を開始することに合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。今次部会では、インド及びアルゼンチンを共同議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

（結果）

グループ規格のフォーマット案をもとに、今次部会で検討している他の規格原案の修正方針との整合を踏まえ、文言の修正が行われた。

スパイスの形状や品質グレード等について、他の規格原案との整合の観点から修正された。また、モロッコから、トウガラシとパプリカの違いについて説明を求めるコメントがあり、電子作業部会の議長であるインドから、主に Pungency Scoville Unit（辛さの指標）の違いにある旨、説明があった。米国から Pungency Scoville Unit を表示の要件に追加すべきとのコメントがあったが、インドからは表示要件としては不要とのコメントがあった。

（結論）

物理的、化学的特性等について各国の合意が得られなかったこと、Annex（物理的、化学的特性）の構成を再検討することとされたこと等から、部会は本規格原案をステップ 2/3 に差し戻しとし、インドを議長とする電子作業部会を設置し、引続き検討することを合意

した。

議題 6. 乾燥葉

6.1 バジルの規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

バジルの規格の策定については、第 2 回会合において、新規作業提案の優先順位付けが行われ、エジプトからのバジルの規格策定に関する新規作業提案は、「条件付きで承認」に分類された。

第 3 回会合において、エジプトからプロジェクトドキュメントの改訂版が提出され、新規提案の要件に合っているとして、作業を開始することに合意した (第 40 回総会 (2017 年) で承認)。

今次部会では、エジプトを議長国、スーダンを共同議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

(結果)

グループ規格のフォーマット案をもとに、今次部会で検討している他の規格原案の修正方針との整合を踏まえ、文言の修正が行われた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① 製品の定義の項目において、対象品種として *Salvia occidentalis* (流通名” field basil”) 及び *Pimpinella anisoidis* (流通名” sacred basil”) が追加された。
- ② 流通形態の項目において、流通実態を踏まえ、crushed/rubbed に flake が併記された。
- ③ 物理的特性の項目について、異物混入上限等に関し合意が得られず引続き検討することとされた。

(結論)

部会は本規格原案について、第 42 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることを合意した。また、食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項について、それぞれ CCFA、CCFL 及び CCMAS の承認を求めることを合意した。また、合意に至らなかった論点について、エジプトを議長とする電子的作業部会を設置し、引続き検討することを合意した。

議題 7. 乾燥種子

7.1 ナツメグの規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

ナツメグの規格の策定については、第 2 回会合において、新規作業提案の優先順位付けが行われ、インドネシアからのナツメグの規格策定に関する新規作業提案は、「条件付きで承認」に分類された。

第 3 回会合において、インドネシアからプロジェクトドキュメントの改訂版が提出され、新規提案の要件に合っているとして、作業を開始することに合意した (第 40 回総会 (2017 年) で承認)。

今次部会では、インドネシアを議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

(結果)

グループ規格のフォーマット案をもとに、今次部会で検討している他の規格原案の修正

方針との整合を踏まえ、文言の修正が行われた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① プロジェクトドキュメントの段階では、規格の範囲にメース（ナツメグの仮種皮）を含むとされていたが、電子作業部会での検討の結果、メースは範囲の対象外とされた。
- ② 物理的特性に係る要求項目について、日本から目視でのカビの混入に係る項目として、種子の断面積に占めるカビの菌糸の面積割合を 25%までとする旨の規格の追加を提案し、追記された。
- ③ 化学的特性に係る要求項目について、石灰の過剰使用の防止のため、カルシウム含有量の上限値が提案された。しかしながら、当該物質は化学的特性ではなく食品添加物又は汚染物質の項目に記載することが妥当との意見があり、記載ぶりについて引続き検討することとされた。

（結論）

物理的、化学的特性等について合意が得られなかったこと、構成を全般的に見直すこと等から、部会は本規格原案をステップ 2/3 に差し戻しとし、インドネシアを議長とする電子作業部会を設置し、引続き検討することを合意した。

議題 8. 乾燥花

8.1 クローブの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

クローブの規格の策定については、第 2 回会合において、新規作業提案の優先順位付けが行われ、ナイジェリアからのクローブの規格策定に関する新規作業提案は、「再検討」に分類された。

第 3 回会合において、ナイジェリアからプロジェクトドキュメントの改訂版が提出され、新規提案の要件に合っているとして、作業を開始することに合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。

今次部会では、ナイジェリアを議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

（結果）

グループ規格のフォーマット案をもとに、今次部会で検討している他の規格原案の修正方針との整合を踏まえ、文言の修正が行われた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① 食品添加物の項目に固結防止剤の使用を認める旨の記述がされた。
- ② 化学的特性の項目について、日本から品質維持の観点から灰分（whole 及び ground）及び揮発油含量（ground）の規格値を提案し、同意されたが、揮発油含量（whole）について合意に至らず、引続き検討することとされた。
- ③ 物理的特性の項目について、ほ乳類排泄物混入割合上限等について合意に至らず、引続き検討することとされた。

（結論）

部会は本規格原案について、第 42 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることを合意した。また、食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項について、それぞれ CCFA、CCFL

及び CCMAS の承認を求めることを合意した。また、合意に至らなかった論点について、ナイジェリアを議長とする電子的作業部会を設置し、引続き検討することを合意した。

8.2 サフランの規格原案（ステップ4）

（経緯）

サフランの規格の策定については、第2回会合において、新規作業提案の優先順位付けが行われ、イランからのサフランの規格策定に関する新規作業提案は「条件付きで承認」に分類された。

第3回会合では、ナイジェリアからプロジェクトドキュメントの改訂版が提出され、新規提案の要件に合っているとして、作業を開始することに合意した（第40回総会（2017年）で承認）。

今次部会では、ナイジェリアを議長国とする電子作業部会で検討された規格原案について議論された。

（結果）

グループ規格のフォーマット案をもとに、今次部会で検討している他の規格原案の修正方針との整合を踏まえ、文言の修正が行われた。主な検討結果は以下のとおり。

- ① 食品添加物の項目について、米国から、サフランへの固結防止剤の使用の有無について質問があり、電子作業部会の議長であるイランから、純度を保つため、固結防止剤は使用されない旨の回答があった。これをうけ、食品添加物の使用を認めない旨の追記が行われた。
- ② 化学的特性の項目における揮発成分指標（吸光度）について、多くの国からコメントが出され、一部の成分について合意が得られなかった。
- ③ 物理的特性の項目について、日本から異物の混入割合上限等を既存のコショウやクミンの規格と同様の値まで引き下げるよう求めたが、モロッコから、サフランはこれらのスパイスとは性質が異なり、異物混入割合の上限を引き下げることが難しいとのコメントがあった。このことに関し、サフランの特殊性に係る説明を脚注に加えることとなった。

（結論）

部会は本規格原案について、第42回総会にステップ5で予備採択を諮ることを合意した。また、食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項について、それぞれ CCFA、CCFL 及び CCMAS の承認を求めることを合意した。また、合意に至らなかった論点について、イランを議長とする電子的作業部会を設置し、引続き検討することとされた。

議題9. 新規作業提案

（経緯）

第1回会合において、インドが「スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み」においてスパイス・料理用ハーブのグルーピングについて提案し、第2回会合において、インドを議長国（共同議長国：ナイジェリア及びトルコ）として電子作業部会を設置し、グルーピングリストの更新、グループ規格作成のためのリストの再グループ化・細分化及び物理的・化学的特性を踏まえたグループ規格のフォーマット策定の可能性について検討

することとなった。第3回会合では、使用されている植物の部位ごとに分けられたグループに含まれているスパイス・料理用ハーブ全体を一つの規格（グループ規格）として検討すること、グループに含まれていないスパイスと料理用ハーブを新たにグループ規格のリストに加える場合にはプロジェクトドキュメントを作成することが合意された。

今次部会では、米国を議長国とする会期内作業部会で検討された、新規作業提案のあった品目を含むグループ規格の策定方針について議論された。

（結果）

米国から、会期内作業部会の検討結果が以下のとおり報告された。

- ① グルーピングの基準について、第3回会合で合意されたとおり、植物の部位によってグルーピングする（根、根茎、球根 (Dried Roots, Rhizomes, Bulbs)、果実 (Dried Fruits and Berries)、葉 (Dried Leaves)、花 (Dried Floral parts)、種子 (Dried Seeds)、樹皮 (Dried Bark)、その他 (Others))。また、各グループに含まれるスパイスの種類については、第3回会合で整理された一覧表をもとに、必要に応じ追加する。

なお、植物の部位に基づいて分類されていることに関し、コーデックス手続きマニュアルの Criteria for the Establishment of Work Priorities では種類ごとに新規作業を検討することとされていることから、手続きマニュアルとの整合を検討する必要がある。

- ② グループ規格のフォーマット案について、以下のとおり修正する。

- ・「製品の定義」に、一般名（スパイスの名称）や品種名等に加え流通上の名称を記載すること。
- ・「品質等の要件」に、流通上の名称を用いる場合の要件として、該当する品種を 80% 以上含むことが必要である旨を記載すること。
- ・「表示」に、製品生産地域を任意表示の項目として記載すること。

なお、「分析・サンプリング法」については、議題2「コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項」での CCMAS からの通知に基づき、分析・サンプリング法の妥当性を検討する必要があることを確認した。

- ③ 個別の規格の策定を進める一方で、グループ規格のフォーマットの検討を継続し、最終的にフォーマットが定まれば、個別の規格で規定された各種要件をグループ規格に統合し整理する。

- ④ 部会でグループ規格の検討を開始する際は、効率的な検討のため、会合毎に、含まれるスパイスの種類が多いグループと少ないグループをセットで検討する。

また、この検討結果に基づき、会期内作業部会から以下のとおり勧告された。

勧告1：植物の部位に基づいたグループに含まれるスパイスについて、必要に応じ更新する。

勧告2：グループ規格のフォーマット案を採用する。

勧告3：分析・サンプリング法の妥当性を検討するための作業部会を設立する。

勧告4：グループ規格の分類法と手続きマニュアルとの整合について、事務局に説明を求める。

勧告 5：新規作業提案（カルダモン及びターメリック）を同意する。

（結論）

これらの会期内作業部会からの勧告について、部会は勧告 1 を承認した。勧告 2 については、今次部会での議論を踏まえ、引続きフォーマットをリバイスすることに同意した。勧告 3 及び 4 については、今次会合では時間の制約により検討しなかった。勧告 5 については、今次会合での検討品目が 1 品目（ニンニク）を除き引続き次回会合でも検討することとされたため、これらの規格案の検討に加え、新たに 2 品目の検討を行うリソースが十分でないことから、今次会合では新規作業の検討はせず、次回会合で改めて検討することとされた。

また、米国から、議論の時間確保及び円滑化のため、次回会合の際に 1 日追加して物理的作業部会を開催することが提案されたが、費用面を考慮してホスト国（インド）において開催の可能性を検討することとされた。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

特になかった。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

部会は第 5 回会合を約 18 ヶ月後、インドで開催することを合意した。

スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の作業と今後のアクション

| 事項 | ステップ | 今後のアクション |
|--------------------|------|---|
| オレガノの規格原案 | 5 | 第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会 電子作業部会 (議長国: トルコ) |
| ショウガの規格原案 | 5 | 第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会 電子作業部会 (議長国: ナイジェリア) |
| ニンニクの規格原案 | 5/8 | 第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会 |
| トウガラシ・パプリカの規格原案 | 2/3 | 電子作業部会 (議長国: インド) 第 5 回 CCSCH |
| バジルの規格原案 | 5 | 第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会 電子作業部会 (議長国: エジプト) |
| ナツメグの規格原案 | 2/3 | 電子作業部会 (議長国: インドネシア) 第 5 回 CCSCH |
| クローブの規格原案 | 5 | 第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会 電子作業部会 (議長国: ナイジェリア) |
| サフランの規格原案 | 5 | 第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会 電子作業部会 (議長国: イラン) |
| 新規提案(カルダモン、ターメリック) | - | 第 5 回 CCSCH |

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 31 回一般原則部会

日時：2019 年 3 月 11 日（月）～3 月 15 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

仮議題

| | |
|---|--|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | 本部会への付託事項 |
| 3 | 電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence）の手続きガイダンスに関する討議文書 |
| 4 | コーデックス規格における事例の使用 |
| 5 | 一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報 |
| 6 | CCGP に関連する新たな今後の問題に関する討議文書 |
| 7 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 8 | 報告書の採択 |

第 31 回一般原則部会 (CCGP) の主な検討議題

日時：2019 年 3 月 11 日（月）～3 月 15 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2. 本部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3. 電子的なコミュニケーションのみによる部会 (Committee working by correspondence) の手続きガイダンスに関する討議文書

（経緯）

第 30 回 CCGP (2016 年 4 月) において、フランス及びドイツが、無期限に休会となっていたいくつかの個別食品部会が電子的なコミュニケーション (working by correspondence) のみにより作業を再開していることに関し、その再開のための手続きや作業方法に関する手順がコーデックスの手続きマニュアルにないため、対処する必要がある旨主張し、日本を始め多くの国がこれを支持した。その後、本件は第 72 回執行委員会 (2016 年 8 月) にて議論され、執行委員会の下に辻山コーデックス総会副議長 (当時) を議長とする小委員会 (Subcommittee on Committee working by correspondence) を設置し、電子的なコミュニケーションのみによる部会の問題点と改善策を含めた報告書を取りまとめ、第 73 回執行委員会 (2017 年 7 月) に報告した。第 40 回総会 (2017 年 7 月) は第 73 回執行委員会からの勧告を踏まえ、事務局に対し、第 75 回執行委員会 (2018 年 6 月) で検討するための試験的な committee on standards advancement (CCSA) の付託条項 (ToR)、モダリティー、コストに関する詳細な提案内容を準備すること、また電子的なコミュニケーションのみによる部会の利点と欠点を分析した文書を作成することを要請することに合意した。その後第 41 回総会では、CCGP に対し、手続きマニュアル中の関連する既存のガイダンスに基づいて、電子的なコミュニケーションのみによる部会の進め方や運営に関する手続きのガイダンスを検討するよう要請すること、その討議文書を事務局が作成し、CCGP の前に回付すること、さらに試験的な CCSA の設置は CCGP での議論の結果を踏まえて検討することに合意した。

今次会合では、第 41 回総会からの上記の要請に基づき、事務局が作成したガイダンス原案に基づいて議論が行われる予定となっていたが、FAO 及び WHO の法律部門が、今次会合が手続きに係る具体的な問題を精査する初めての機会であるとして、特に手続き的な課題

に焦点を当てた討議文書を提示している。

討議文書では、本議題に係るコーデックスにおけるこれまでの議論、電子的作業部会（EWG）と電子的なコミュニケーションによる部会の違い、国連システムにおける実施例を示しつつ、電子的なコミュニケーションによる部会の手続き上の問題点として、主に下記を挙げている。なお、定足数や投票に係る問題については、後の段階で議論するとしてこの文書中では取り上げていない。

- ・ 代表団の資格：特定のメールアドレスやオンラインから提出されるコメントが実際に発言権を持つ代表からのものかを証明することが難しい。
- ・ 議長の役割：コメントのとりまとめ、修正案の作成や最終的な意思決定プロセスにおいて、議長の役割が極めて大きい。一方、メンバーとの直接的な意思疎通が行われる機会が少なく透明性が低く、メンバーの有する権限は物理的な会合よりもはるかに低い。
- ・ 効果的な参加：討議の手法が柔軟性がなく、コンセンサスを構築するために協力する機会が限られている。開発途上国による参加率が低く、言語や翻訳等の問題がある。

討議文書では、上記の問題点を踏まえ、規格の策定過程において、コーデックスの基礎であるコンセンサスは部会の段階で構築されるため、部会における意思決定プロセスが重要であり、電子的なコミュニケーションによる議論に適しているのは、作業計画と優先順位の決定、予備的な作業、問題の同定、討議文書や手続き的な性格を持つ作業であるとして、下記を提言している。

- ・ 第 41 回総会からの要請の検討に際し、上記に挙げた問題とコーデックスにおける規格策定の具体的要件を考慮する。
- ・ 本部会は下記を検討する。
 - 1) 第 42 回総会（2019 年 7 月）において、電子的なコミュニケーションによる部会の実施の中止を勧告する。さらに試験的な CCSA についても中止を勧告する。
 - 2) 電子的なコミュニケーションによる部会は限定的であり、そのための手続きや規準を設ける価値があるかどうか検討する。
 - 3) 現在物理的な会合を持たない部会に関し、
 - a) 部会として電子的なコミュニケーションで取り扱うことができる具体的なトピックがあるかを同定する。
 - b) 総会の下での EWG における作業よりも電子的なコミュニケーションで作業することのベネフィットは何か検討する。
 - 4) 定期的に物理的な会合をもつ部会に関し、特定の議題において、物理的な会合の頻度を減らすために、電子的なコミュニケーションによる作業方法を使用できるかどうか、また EWG と比較して何が利点になるかを検討する。例えば、現在何の作業項目もない部会が、休会のかわりに物理的な会合の開催を延期し、トピックの調査と同定、規格の更新・修正に関する作業を電子的なコミュニケーションによる作業によって行い、その後、議論が十分に進展した後に物理的な会合において議論するための素案を準備するための EWG を設置することを検討する。
 - 5) 電子的なコミュニケーションによる部会を限定的に行うため、手続きルールの修正が必要か議論する。
 - 6) 電子的なコミュニケーションによる部会のための手続きガイダンスの策定よりも、

EWGに関する既存のガイドラインのレビューを優先事項にする。

7) その他関連する問題

(対処方針)

第41回総会では、今次部会において、コーデックス事務局が作成した文書に基づいて議論することに合意していたにもかかわらず、今般FAO及びWHOの法律部門が作成した文書が示されており、第41回総会での合意事項に対応していない内容となっている。

このような不一致が生じた経緯や、今般FAO及びWHOの法律部門が作成した文書の位置づけを確認しつつ、電子的なコミュニケーションにより現在開催されている部会や今後あらたに開催される部会においては適切に運営されるよう、適宜対処したい。

仮議題4. コーデックス規格における事例の使用

(経緯)

第23回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)(2017年)における「国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス案」の議論に際し、ブラジルは、コーデックス規格に事例を含めることについて、事例は食料セクターの全ての分野に関連するものではなく、異なる文脈で不適切に使用される可能性があるとして、付属書Bにある評価指標の事例を本案から削除し、情報文書(Information Document)としてコーデックス事務局のウェブサイトに掲載すべきとコメントしていた。第40回総会(2017年7月)において、本案は最終採択されたが、コーデックス文書における事例の使用に関するガイダンスの作成について、将来的にCCGPで議論することに合意した。これを受けて本件は今次部会の議題となり、コーデックス事務局が議論を円滑に進めるための作業文書を提示している。

コーデックス事務局の作業文書では、事例の使用に関する過去の議論と状況、コーデックス規格及び情報文書における事例の使用例を整理し、下記のことを結論として述べている。

- コーデックスの各部会が規格の策定作業において規格に事例を含めるかどうか検討し、その後総会が規格の採択を検討する。事例は規格を明確化し、重要な概念、特に規格を実施する際の利用可能なオプションを示すものであり、その規格において不可欠な部分である。事例を含めることに関する具体的な懸念はこれまで関連する部会や総会において取り扱われてきたが、限定的である。
- コーデックスの各部会は、事例を含めることを検討する際、理解しやすい文書を作成するよう努め、第12回CCGP(1996年)及び第22回総会(1997年)が出した「コーデックス文書に含まれる説明資料は文書の解釈のために適した程度とすべき」との結論に従って進めてきた。また手続きマニュアル中の「特定の品目のための衛生実施規範の策定及び改訂に関するガイドライン」では、文書の解釈のために説明資料を要することのないよう十分明確に透明性の高い方法で文書は作成されるべきとして、事例は明確に作成された文書の代替ではないことを示している。このガイドラインは他の部会にも適用できるかもしれない。
- 関連する部会や総会において規格に事例を含めることが適当ではないとされた場合、事例を利用可能にする他のオプション、例えば第28回CCGP(2014年)及び第37回総会

(2014年)によって定義される情報文書、FAO及びWHOによる出版物等が使用されてきた。

コーデックス事務局は、上記の結論を基に、下記を提言している。

- 1) 事例の使用について、各部会は、ケースバイケースで利用可能な様々なオプションをうまく使用している。事例の性質や使用の背景は様々であり、この問題に関する具体的なガイダンスを作成することは実用的ではない。
- 2) しかしながら、適切と考えられる場合、既存のガイダンスを用いて何らかの一般原則を作成し、手続きマニュアルの第2章にある「コーデックス規格及び関連文書への特定の条項の包括に関するガイドライン」に組込むことができるかもしれない。

(対処方針)

各部会における事例の性質や使用の背景は様々であることから、一律のガイダンスの作成は実用的ではないとの提言を支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 5. CCGP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

(対処方針)

情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 6. CCGP に関連する新たな今後の問題に関する討議文書

(対処方針)

情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 7. 次回会合の日程及び開催地

(対処方針)

適宜対処したい。

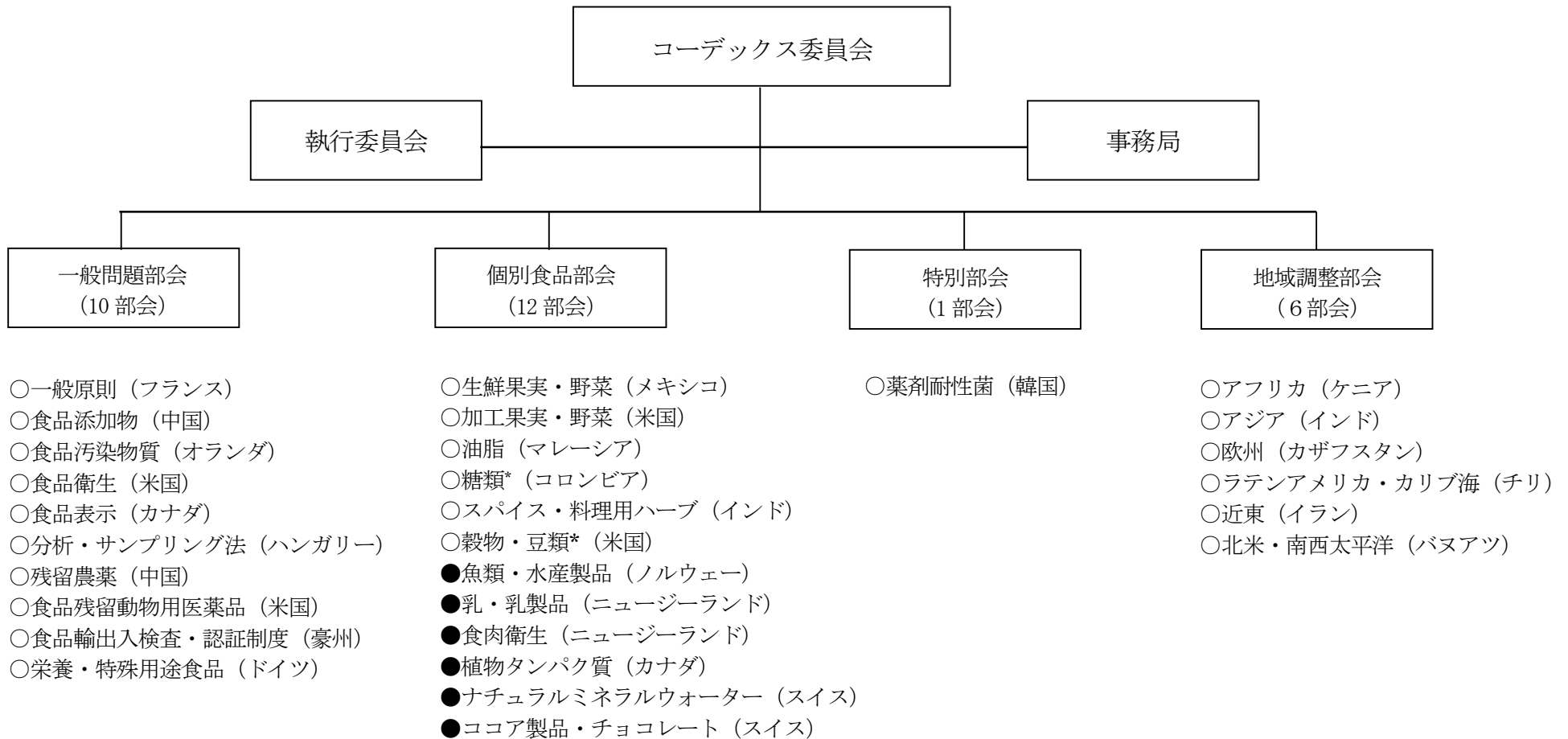
仮議題 8. 報告書の採択

(対処方針)

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

(参考) コーデックス委員会組織図

2019年2月現在



- 注) 1. ●印の部会は、休会中。
 2. *印の部会は、Working by Correspondence (対面での会合以外の方法での作業)。
 3. () 内の国は、ホスト国名。
 4. 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋) 及び7 地域代表 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋) で構成。

(参考)「電子的作業部会」と「電子的なコミュニケーションによる部会」について

| | 電子的作業部会* (Electric Working Group; EWG) | 電子的なコミュニケーションによる部会** (Committee working by correspondence) |
|---------------|--|---|
| 位置づけ | ・部会の下に設置 | ・休会中あるいは休会したい部会に適用 |
| 参加者 | ・全てのメンバーに参加資格がある ・参加登録が必要 ・定足数のルールはない | ・全てのメンバーに参加資格がある ・参加登録が必要な場合と不要な場合がある ・定足数の確認が行われない |
| 議長国 | ・全ての参加国が可能(部会にて決定) | ・部会の議長国が行う |
| 作業管理 | ・EWG議長国に責任がある | ・部会の議長国に責任がある |
| 付託事項 (ToR) | ・部会にて決定 ・目的、作業言語、作業スケジュールを明記 | ・総会にて承認される新規作業あるいは合意された事項を行う |
| 開催期間 | ・次回部会まで | ・総会にて決定 |
| 投票の実施 | ・不可 | ・行われたことはない(ルール上は可能) |
| 作業の手段 | ・電子的手法(EWG専用ウェブサイト、メール(参加登録者))にてコメントやデータ等を提出 | ・電子的手法(Online Commenting System、メール(Codex Contact Point))にてコメントやデータ等を提出 |
| 作業文書 | ・EWG議長国が準備し、参加者へ送付、コメント依頼 | ・部会議長国が準備し、回付文書として全てのメンバーへ送付、コメント依頼 |
| 作業結果 | ・EWG議長国が作業結果(討議文書あるいは作業文書)と参加者リストをとりまとめ、コーデックス事務局及び部会議長国に提出 ・次回部会にて本結果を基に議論し、結論を出す ・EWGには決定権がない(結論を出すのは部会) | ・総会において規格の予備採択・採択を諮る、あるいは作業結果を踏まえて次の作業提案の承認を諮る。 (総会へ諮る内容を決定するのは実質上部会議長国であり、透明性は低い) |

*手続きマニュアルに掲載されている「電子的作業部会に関するガイドライン」を基に記載

**運営の指針になるガイドライン等はないため、現在行われている主な運営方法を記載

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 51 回食品添加物部会

日時：2019 年 3 月 25 日（月）～ 3 月 29 日（金）

場所：山東省済南市（中華人民共和国）

仮議題

| | |
|------|--|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項 |
| 3(a) | FAO/WHO 及び第 86 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項 |
| 3(b) | 第 86 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書の提案 |
| 4(a) | コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂 |
| 4(b) | 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合 |
| 5(a) | 食品添加物に関する一般規格（GSFA） |
| 5(b) | 食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規/改訂の提案（CL 2018/27-FA への回答） |
| 5(c) | 硝酸塩（INS 251、252）及び亜硝酸塩（INS 249、250）に関する討議文書 |
| 5(d) | 甘味料の使用に係る注釈 161 の代替となる表現の設定に関する討議文書 |
| 5(e) | コーデックス文書における「fresh」、「plain」、「unprocessed」及び「untreated」の用語の使用に関する討議文書 |
| 6 | 食品添加物の国際番号システム（INS）の変更／追加に関する修正原案の提案 |

| | |
|----|--------------------------------------|
| 7 | JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの追加及び変更の提案 |
| | |
| 8 | その他の事項及び今後の作業 |
| 9 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 10 | 報告書の採択 |

※ 標記会合に先立ち、2019年3月22日（金）及び23日（土）に「食品添加物の一般規格に関する作業部会」「個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合に関する作業部会」が開催される予定。

第 51 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2019 年 3 月 25 日 (月) ～3 月 29 日 (金)

場所：山東省済南 (中華人民共和国)

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項

(経緯)

コーデックス総会 (CAC)、コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)、コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)、コーデックス執行委員会 (CCEXEC) 及びコーデックススパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) から付託された事項について検討する。

今回合合では、第 41 回 CAC、第 24 回 CCFICS 及び第 40 回 CCNFSDU の結果についてコーデックス事務局から報告される予定である。また、第 41 回 CAC、第 75 回 CCEXEC 及び第 4 回 CCSCH から CCFA に検討を求められている事項並びにその他の事項について議論を行う予定である。

第 41 回 CAC からの検討事項

○食品添加物に関する一般規格 (CXS 192-1995) (GSFA) の食品添加物条項

第 41 回 CAC において、*Yarrowia lipolytica* で発現させた複数の遺伝子由来のレバウジオシド A (Rebaudioside A from multiple gene donors expressed in *Yarrowia lipolytica* (960b(i))) の GSFA への収載の正当性について懸念が表明され、CCFA に対して同じグループに属する個別の添加物を追加・削除する際の手続きを明確化することが要請された。

(対処方針)

同じグループに属する個別の添加物の追加・削除の際の手続きを明確化することを支持して差し支えない。今後の作業の進め方については、これまでの作業手順等を踏まえて、適宜対処したい。

第 75 回 CCEXEC からの検討事項

○食品に起因する緊急事態／アウトブレイクの管理のガイダンス

コーデックス食品衛生部会 (CCFH) は (微) 生物による食品に起因する緊急事態／アウトブレイクの管理のガイダンスを策定するための新規作業を開始。CCFH の所掌外である化学物質による食品の汚染について同様のガイダンスが必要かどうか検討を依頼し、各部会の検討結果に応じてこの問題に統合的に取り組む必要性を検討するよう

コーデックス事務局へ要請された。

(対処方針)

食品添加物は意図的に使用するものであることから上記のガイダンスは不要との立場で適宜対処したい。食品添加物のリスク管理はGSFA等により既に行われているところ、追加の指針を整備する必要性は低いと考えられる。

第4回CCSCHからの検討事項

○CCSCHからCCFAに対し以下の3点について検討の要請があった

(1) 食品添加物条項との整合

固結防止剤は粉末状のスパイス及び料理用ハーブ製品のみで使用されている。そこで、CCSCHは、CCFAの承認を求めるため、以下の意見をCCFAに送付することに合意した。

「固結防止剤は粉末状の製品に対してGSFAのTable 3に従って使用できる」
添加物使用の技術的正当性

固結防止剤は製品の流動性の維持に用いられ、ステアリン酸マグネシウム (INS 470(iii))、非結晶二酸化ケイ素 (INS 551) が、粉末状の製品に対して適正製造規範 (GMP) に従って使用されるとCCFAに対してコメントがあった。

以上について、規格案の承認にあたり、CCFAに検討が要請された。

(関連：仮議題4(a))

(2) ショウガに関連する規格案

CCSCHより、加工助剤について、個別規格案の「食品添加物」の項中でコーデックス手続きマニュアルの関連規定に従い言及する方法の明確化を要請された。

(対処方針)

要請事項(1)について、スパイス及び料理用ハーブのみ固結防止剤を使用することは、粉末状のものに限り妥当であるとの対場で対処したい。

要望事項(2)について、CCSCHから送付された文面について議題4(a)で検討するという立場で対処したい。

追加：第50回CCFAからの検討事項

○GSFAの食品添加物のグループに関するレビュー

第50回CCFAにおいて、個別食品規格中の食品添加物の最大使用量の設定・改訂に関する文書の作成の際、事務局からカロテノイド類 (INS 160a(i), INS 160a(iii), INS 160e, INS 160f)、クロロフィル及びクロロフィリンの銅錯体 (INS 141(i), INS 141(ii)) 並びにポリソルベート類 (INS 432, INS 433, INS 434, INS 435, INS 436) について、それぞれグループADI (一日許容摂取量) が設定されていないにもかかわらず、グループとして規格が策定されていることが報告された。

同会合においては、コーデックス事務局が、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家

会議) 事務局の協力の下、GSFA 中の全てのグループ添加物を再調査した上でより包括的な文書を準備し、次回会合で検討することに合意した。また、この中に、検討中であるショ糖脂肪酸エステル (INS 473)、ショ糖オリゴエステル (INS 473a) 及びスクログリセリド (INS 474) も含めるよう勧告した。

報告において、次回 JECFA 会合で、カロテノイド、*o*-フェニルフェノールのグループについての再評価並びに「グループ」ADI 又は PTWI (暫定耐容週間摂取量) という用語の使用及びグループ ADI の設定方法についての一般的な議論が予定されていることを踏まえ、以下について提案されている。

- (i) JECFA で検討予定の事項に関連する添加物については、次回 JECFA 会合の結果を踏まえて今後検討する。
- (ii) 以下の事項について、適切であるか検証する。
 - ・ショ糖脂肪酸エステル (INS 473)、ショ糖オリゴエステル (INS 473a) 及びスクログリセリド (INS 474) を1つのグループとすること
 - ・JECFA による評価の記載と GSFA の注釈の記載で整合がとれていない、サイクラミン酸類の注釈の再検討
 - ・GSFA でグループであることが示されていない6つのグループ¹について、注釈を追加すること

(対処方針)

コーデックス手続きマニュアルでは、JECFA が ADI を設定している物質として (例えば、ソルビン酸類 (ソルビン酸、ソルビン酸カリウム等) であればソルビン酸換算で ADI を設定) GSFA の規格も策定することになっている。勧告にある内容を実施することは手続きマニュアルに記載された内容とも整合することから、(i)、(ii) について、提案を支持して差し支えない。

○食品分類 14.1.4.2 及び食品分類 14.1.5 の説明文の修正

Ready-to-drink のコーヒー又は茶飲料が、食品分類 14.1.4.2 「パンチ及びエードを含む非炭酸水を主原料とする香料入り飲料」又は食品分類 14.1.5 「コーヒー、コーヒー代用品、茶、ハーブティー並びにその他の穀物及び穀粒ホットドリンク (ココアを除く)」のいずれに該当するかコーデックス事務局に質問があった。

食品分類 14.1.4.2 には、ready-to-drink の冷たい製品 (iced or chilled products) として販売される「ready-to-drink のコーヒー又は茶飲料 (乳又は乳固形成分を含むものあるいは含まないもの)」が含まれ、食品分類 14.1.5 には、温かい ready-to-drink の飲料又は温かいコーヒー又は茶飲料のための粉末として販売される「ready-to-drink 製品 (例: 缶製品) 並びにそれらの粉末及び濃縮物」が含まれる。

第 50 回会合においては、食品分類 14.1.4.2 「パンチ及びエードを含む非炭酸水を

¹ ステアリン酸ポリオキシエチレン類、リボフラビン類、サッカリン類、ソルビトール脂肪酸エステル類及びトコフェロール類のグループ並びにショ糖脂肪酸エステル、ショ糖オリゴエステル及びスクログリセリドのグループ

主原料とする香料入り飲料」と食品分類 14.1.5「コーヒー、コーヒー代用品、茶、ハーブティー並びにその他の穀物及び穀粒ホットドリンク（ココアを除く）」の違いを明確にするため、コーデックス事務局から提案のあった食品分類 14.1.4.2 及び食品分類 14.1.5 の説明文の修正案について、コーデックス事務局が回付文書を通じて修正案に対するコメントを募集し、次回会合で検討することに合意した。今回会合では、回付文書に対する各国のコメントをもとに、修正案について検討する予定である。

(対処方針)

同じ食品が複数の食品分類に分類されないよう適宜対応したい。

仮議題 3(a). FAO/WHO 及び第 86 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

(経緯)

第 86 回 JECFA 会合 (2018 年 6 月) の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 86 回 JECFA 会合では、8 つの食品添加物の安全性評価が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。

(対処方針)

適宜聴取したい。

仮議題 3(b). 第 86 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書の提案

(経緯)

第 86 回 JECFA 会合において検討を行った食品添加物の仕様書及び暫定仕様書について、JECFA 事務局から検討結果の報告がなされる予定である。

(対処方針)

我が国からは電子的作業部会において、グリセリンクエン酸脂肪酸エステル (INS 472c) 及び香料について、規格・試験法の案が実態に即していない可能性がある旨をコメントしている。JECFA において適切に仕様書が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認/改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアル (Procedural Manual) に従い、食品規格における全ての食品添加物 (加工助剤を含む) の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回会合では、第 4 回 CCSC から、「ニンニクの規格」(ステップ 5/8)、「オレガノの規格」(ステップ 5)、「ショウガの規格」(ステップ 5)、「バジルの規格」(ステップ 5)、

「クローブの規格」(ステップ5)及び「サフランの規格」(ステップ8)における食品添加物条項案について承認に係る検討が要請されている。

サフランについては「この規格の範囲の製品には、食品添加物を使用できない」、それ以外については「固結防止剤は粉末状の製品に対してGSFAのTable 3に従って使用できる」を規格案として検討を要請されている。

(対処方針)

粉末タイプの製品に限り固結防止剤の使用を承認することを支持する立場で対処したい。GSFAを参照する際の文面がコーデックス手続きマニュアル(Procedural Manual)の記載例と異なるため、修正を提案し、適切な規格が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格(GSFA)の関連条項の整合

(経緯)

CCFAは、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させるための取り組みを進めている。第50回会合までに、食肉関連の5つの個別食品規格、「ブイヨン及びコンソメの規格」(CXS 117-1981)、チョコレート関連の4つの個別食品規格、魚類・水産製品関連の21つの個別食品規格及び加工果実・野菜関連の4つの個別食品規格について、食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させるための作業が終了した。

また、第50回CCFAにおいて、以下の事項について合意した。

- (1) 作業計画に則り、休会中の個別食品部会の10の個別食品規格²及び、IDF(国際酪農連盟)の支援のもと13の熟成チーズの個別食品規格³について食品添加物条項の整合作業を行うこと
- (2) Table3の、個別食品規格で使用が認められている添加物を明記する欄のタイトル「Acceptable, including foods conforming to the following commodity standards」を、「Specific allowance in the following commodity standards」に変更し、Table 3 添加物のうち特定の添加物のみの使用を認める個別食品規格の番号だけを記載すること。また、この方針に沿ってGSFA オンラインも修正すること

² 「蜂蜜の規格(CXS 12-1981)」、「砂糖の規格(CXS 212-1999)」、「小麦粉の規格(CXS 152-1985)」、「クスクスの規格(CXS 202-1995)」、「即席麺の規格(CXS 249-2006)」、「ナチュラルミネラルウォーターの規格(CXS 108-1981)」、「瓶詰又は包装された飲料水(ナチュラルミネラルウォーターを除く)の規格(CXS 227-2001)」、「小麦たんぱく質製品(小麦グルテンを含む)の規格(CXS 163-1987)」、「野菜たんぱく質製品の規格(CXS 174-1989)」、「大豆たんぱく質製品の規格(CXS 175-1989)」

³ 「チェダーの規格(CXS 263-1966)」、「ダンボーの規格(CXS 264-1966)」、「エダムの規格(CXS 265-1966)」、「ゴーダの規格(CXS 266-1966)」、「ハバティの規格(CXS 267-1966)」、「サムソーの規格(CXS 268-1966)」、「エメンタールの規格(CXS 269-1967)」、「ティルジットの規格(CXS 270-1968)」、「サンポーランの規格(CXS 271-1968)」、「プロヴォローネの規格(CXS 272-1968)」、「クロミエの規格(CXS 274-1969)」、「カマンベールの規格(CXS 276-1973)」、「ブリーの規格(CXS 277-1973)」

- (3) 食品分類 13.1.1「乳児用調製乳」、13.1.2「フォローアップミルク」及び13.1.3「乳児を対象とした特殊医療用調製乳」のアスコルビン酸塩 (INS 304, 305) の条項の注釈 15 “On the fat or oil basis.” を削除した条項原案がステップ 2 で受け入れられたことを受け、電子的作業部会において、当該条項を検討すること

今回合合では、電子的作業部会による検討結果に基づき、主に以下について議論を行う予定である。

- (i) 第 50 回 CCFA で作業を行うことで合意した 10 の個別食品規格及び 13 の熟成チーズの個別食品規格についての整合作業
- (ii) 個別食品規格で GSFA の Table 3 の添加物を参照するにあたっての脚注の追加に関する検討
- (iii) 食品分類 13.1.1「乳児用調製乳」、13.1.2「フォローアップミルク」及び13.1.3「乳児を対象とした特殊医療用調製乳」のアスコルビン酸塩 (INS 304, 305) の条項の注釈 15 削除に伴う条項改訂案

(対処方針)

(i) について、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合するよう適宜対処したい。

(ii) 及び (iii) について、提案を支持して差し支えない。

仮議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)

附属書 I : 食品分類 05.2 (あめ等の菓子類)、05.3 (チューインガム)、05.4 (デコレーション等) に使用する着色料に関する条項案

(経緯)

第 50 回 CCFA において、食品分類 05.2、05.3、05.4 に使用される着色料の条項案・条項原案を電子的作業部会（議長国：米国）で検討することが承認された。

今回合合では、電子的作業部会の検討結果に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

電子的作業部会で我が国から使用実態及び技術的正当性⁴に関する情報を提供している。提出された情報に基づき適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 II : 食品分類 01.1.1 に対するクエン酸三ナトリウムに関する条項

(経緯)

第 49 回 CCFA での食品分類 01.1.1 に対する食品添加物条項に関する議論の中で、クエン酸三ナトリウム (INS 331(iii)) の最大使用濃度を GMP ではなく数値で設定すべき

⁴ 食品添加物のどのような機能により、食品の品質等をどのように変化させるのかを示す必要がある

との提案がなされたことから、CCFA は、食品分類 01.1.1 におけるクエン酸三ナトリウム (INS 331(iii)) の最大使用濃度を GMP 又は数値とする技術的必要性に関する情報を求め、それらの情報に基づき次回会合で議論することに合意した。

第 50 回 CCFA において、食品添加物条項の注釈について、ウシ属以外から搾乳した超高温加熱処理ミルク (UHT ミルク) に使用を限定する注釈が提案されたところ、メンバー国から、ウシ属を含む殺菌乳、UHT ミルクにも使用できるよう求める意見があり、牛乳への使用の正当性を検討するためステップ 7 に留め置き、再度コメントを求めることとした。今回会合では、前述の事項について検討する電子的作業部会での意見を基に議論を行う予定である。

(対処方針)

各国から提供があった食品添加物の使用の技術的正当性及び使用実態の情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。なお、我が国の関係業界からは、食品分類 01.1.1 に含まれる食品にクエン酸三ナトリウム (INS 331(iii)) を使用している実態はないと報告を受けている。

附属書Ⅲ：食品分類 01.1.2 への乳化剤、安定剤の機能に係る食品添加物条項

(経緯)

第 48 回 CCFA において、CCFA は、食品分類 01.1 「液状乳及び乳製品」及びそのサブカテゴリーの見直しを行った。新規に設定した食品分類 01.1.2 「その他の液状乳 (プレーン)」は従前の食品分類に対応するものがなく、この食品分類には食品添加物条項は設けられず、新規条項、既存の条項の改訂案について提案を募ることとなった。

第 49 回 CCFA では、会合前に募集した提案を基に検討を行い、GSFA の規格原案 (ステップ 2) とし、着色料・甘味料を除いて第 50 回会合に向けての電子的作業部会で検討することで合意した。

第 50 回 CCFA の物理的作業部会では増粘剤の機能を含む添加物の条項案について、粘度の増加により消費者誤認につながる懸念を示す意見、主な目的は成分を均一にするために必要な乳化剤・安定剤であり支持できる旨の意見が出され、合意には至らなかった。同部会において、オブザーバーからは、食品分類 01.1.2 には多様な製品が含まれること、添加物を使用している場合は表示しなければならないので消費者誤認は起こらないこと、今回の会合で検討する食品添加物は乳化剤・安定剤としての効果を期待して使用したとしても増粘作用もいくらかは有しており、両者の機能を切り分けることは困難であること等がコメントされた。

これらを考慮して、条項案を保留し、乳化剤・安定剤の技術的正当性について議論するため、食品分類 01.1.2 でこれらの添加物が使用される製品及び使用量についてコメントを求めることとした。今回会合では、各国の提出したコメントに基づき議論が行われる予定である。

(対処方針)

電子的作業部会において我が国から使用実態及び技術的正当性に関する情報を提供している。提出された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書IV：食品分類 01.0 から食品分類 16.0 までの GSFA の Table 1 及び Table 2 の食品添加物条項（着色料(附属書 I で議論しているものを除く)及び甘味料の機能を持つ添加物、アジピン酸、硝酸類及び亜硝酸類並びに食品分類 14.2.3 及びその下位分類に関連する食品添加物条項、CCSCH, コーデックス加工果実・野菜部会 (CCPFV), CCFO からの返答を待っている事項を除く)

(経緯)

第 50 回 CCFA において、CCFA は、次回会合で議論するために電子的作業部会を設置し、食品分類 01.0 から食品分類 16.0 までの GSFA の Table 1 及び Table 2 の食品添加物条項案及び原案（着色料（附属書 I で議論しているものを除く）及び甘味料の機能を持つ添加物、アジピン酸、硝酸類及び亜硝酸類並びに食品分類 14.2.3 及びその下位分類に関連する食品添加物条項、CCSCH, CCPFV, CCFO からの返答を待っている事項を除く）を検討することに合意した。

今回会合では、各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報等に基づき、電子的作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案について議論を行う予定である。

(対処方針)

電子的作業部会において我が国から使用実態及び技術的正当性に関する情報を提供している。提出された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書V：Table 3 のタマリンドシードガム (INS 437)、ガティガム (INS 419) に関する条項案

(経緯)

第 84 回 JECFA 会合において、JECFA はタマリンドシードガム (INS 437)、ガティガム (INS 419) の ADI を「not specified」と結論した。その結果を考慮して、JECFA は CCFA に対して GSFA の Table 3 に含め、意見を募集 (Step 3) するよう勧告した。

第 50 回 CCFA において、これら 2 つの添加物を Table 3 に含めること、第 51 回会合に向けての電子的作業部会で Table 3 の条項案を協議することに合意した。

今回会合では、各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報等に基づき、条項案について議論を行う予定である。

なお、GSFA の Table 1 及び Table 2 に新規条項を提案すること（上記の 2 つの添加物を Annex to Table 3 に含まれる食品分類に使用する提案）については、本附属書では議論しない。

(対処方針)

電子的作業部会において、我が国から、Annex to Table 3 に属さない食品分類に含まれる食品を対象とする個別食品規格について、タマリンドシードガムの使用実態及び使用の正当性の情報を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書VI：モッツァレラの規格 (CXS 262-2006)

(経緯)

第40回CACから、コーデックス乳・乳製品部会 (CCMMP) が策定した個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項の整合の作業の中で、「モッツァレラの規格」(CXS 262-2006)の対象となる高水分含有モッツァレラにおける保存料及び表面処理における固結防止剤の使用の技術的正当性について検討するようCCFAに要請があり、第50回CCFAにおいて、GSFAに関する電子的作業部会で検討することに合意した。

(対処方針)

各国から提出された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書VII：食品分類14.1.4及び14.1.5に係るGSFAのTable 1及びTable 2の条項

(経緯)

第50回CCFAの電子的作業部会において、食品分類14.1.4及びその小分類並びに14.1.5において、これらの分類の製品に対して、いくつかの添加物で使用基準案の最大添加量では、小児でJECFAにより定められたADIを超過する可能性があるとのコメントがあった。これを踏まえて、第50回CCFAでは、第51回会合での検討のため、電子的作業部会で使用量、技術的正当性、摂取量について、データを収集することとした。

今回回合では、電子的作業部会での各国からのコメントを基に、条項案について検討を行う予定である。

(対処方針)

電子的作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題5(b)．食品添加物に関する一般規格(GSFA)：食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2018/27-FA への回答)

(経緯)

食品添加物条項の新規/改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFAに関する物理的作業部会での検

討結果に基づき、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合では、各国からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

(対処方針)

我が国からタマリンドシードガム (INS 437) に係る食品添加物条項を提案しており、その提案が受け入れられるよう適宜対処したい。

仮議題 5 (c). 硝酸塩 (INS 251、252) 及び亜硝酸塩 (INS 249、250) に関する討議文書

(経緯)

第 48 回会合の物理的作業部会において、EU から硝酸塩類 (INS 251、252) 及び亜硝酸塩類 (INS 249、250) の最大使用濃度の表し方 (使用濃度/残留濃度)、適切な使用濃度並びに安全性について懸念が示された。第 49 回会合において、オランダが作成した討議文書に基づき議論を行い、CCFA は、以下の事項を検討するため、電子的作業部会 (議長国: EU、共同議長国: オランダ) を設置することに合意した。

- i) どの問題が部会で対処でき、どのような科学的助言が必要か分析すること。
- ii) 部会が対処すべきリスク管理の問題へのアプローチを提案すること。
- iii) 実現可能性及びデータ利用可能性を考慮して、JECFA 又は他の適切な FAO/ WHO の科学的助言を行う機関が対処すべき質問の範囲を明確にすること。

第 50 回部会では、上記事項に関する検討を行い、本課題に対処するプロセスや必要な情報の収集のアプローチについて議論を行った。その結果、電子的作業部会で硝酸塩及び亜硝酸塩について、以下の事項に関する、入手可能なデータの一覧を CCFA で作成することに合意した。

- ・ 食品添加物として使用する硝酸塩・亜硝酸塩のリスク管理に関する情報
- ・ 管理目的、国際貿易、異なる製造工程に関係して最も適切な最大濃度を設定するための情報
- ・ GSFA の各食品分類 (採択されているものと規格策定プロセスにあるものの両方が対象) における使用実態の情報 (食品、食品 1kg あたりの添加物の使用量・残留濃度、硝酸塩の代替手段、ニトロソアミン生成阻害のために併用する添加物等)
- ・ 自然由来 (添加物以外の由来) の硝酸塩・亜硝酸塩の情報
- ・ リスク評価が実行可能か、また必要か検討するための情報 (添加物の使用濃度と残留濃度の関係、微生物の生育阻害やニトロソアミン生成への影響、硝酸塩・亜硝酸塩及びニトロソアミンの直近の暴露量及び食品添加物の寄与割合、食品の製造工程・家庭での加熱処理・消化管でのニトロソアミンの生成、ボツリヌス菌の生育阻害に必要な濃度、アスコルビン酸などの添加物の併用によるニトロソアミン生成阻害の効果、これらの添加物と併用すれば、より高い濃度でも硝酸塩・亜硝酸塩を安全に使用するのを認めるのに十分な情報が入手できるか)

今回合合では、電子的作業部会で収集したデータをもとに議論が行われる予定である。

(対処方針)

討議文書未着。電子的作業部会で提出した我が国の使用基準、使用実態、摂取量等の実態に基づき、適宜対処したい。

仮議題 5(d). 甘味料の使用に係る注釈 161 の代替となる表現の設定に関する討議文書 (経緯)

第 50 回 CCFA の討議文書において、GSFA の長年の懸案事項を解決するための方法として、GSFA に記載されている「有効性 (Advantage)」及び「消費者を誤認させない (does not mislead the consumer)」をそれぞれ定義付けるか、削除するか、それとも各国により考え方が異なることを受け入れるかというオプションが示された。同合合において、本課題への対処に当たって甘味料の使用に関する事項を議論することとし、電子的作業部会を設置し、GSFA 前文 3.2 と一致した甘味料の使用及び甘味料を添加する食品は、エネルギーが削減又は砂糖が不使用であるべきとの懸念と、甘味料の柔軟な使用を認めるべきとの懸念に対処するため、注釈 161⁵の代替となる注釈の文言を検討することで合意した。

今回合合では注釈の改訂案について検討予定である。

(対処方針)

討議文書未着。適宜対処したい。

仮議題 5(e). コーデックス文書における「fresh」、「plain」、「unprocessed」及び「untreated」の用語の使用に関する討議文書

(経緯)

第 49 回 CCFA において、ロシアから「未加工 (unprocessed)」及び「プレーン (plain)」の用語の使用に関して次回合合で議論するための討議文書を作成するとの提案があり、CCFA はその提案を支持した。

第 50 回 CCFA において、ロシアが作成した討議文書に基づき GSFA に「未加工 (minimally processed (plain) foods)」等の用語の定義を設けること、これらの用語による食品添加物の使用の制限等について議論を行った。同合合では用語の定義づけに賛同する意見がある一方で、CCFA の検討事項を逸脱している可能性がある旨の反対意見が出される等、合意は得られなかった。そのため、食品添加物条項を割り当てる目的で、「fresh」、「plain」、「unprocessed」及び「untreated」という用語の定義を策定することがあり得るかどうか検討するため、これらの用語が既存のコーデックス文書でどのように使用されているかをまとめた討議文書の作成がロシアに要請さ

⁵ Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble.

れた。

今回合合ではロシアが作成した討議文書に基づき議論が行われる予定である。討議文書では「fresh」、「plain」は一般的な用語であり、コーデックスでの定義づけに適していないものの、「unprocessed」は WHO、EU、ユーラシア経済連合（EAEU）で「unprocessed food」に関連する定義付けが行われている旨記載されている。また、「unprocessed」、「untreated」の定義づけに関連して、以下の提案がされている。

Option 1：WHO の定義及び他のメンバー国で採用されている用語に沿って「unprocessed」について定義付ける

Option 2：「unprocessed」及び「untreated」について定義付ける

(対処方針)

「unprocessed」、「untreated」について新たに用語を定義づけることによりこれまで通りの用語が使えなくなり利用者の混乱を招く可能性があることから、定義を作成することに反対との立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) の変更/追加に関する修正原案の提案

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、また各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に食品中での機能分類及び技術的目的をまとめて、食品添加物の国際番号システム (INS) に関するガイドライン (CXG 36-1989) に記載している。なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

前回合合において、電子的作業部会（議長国：イラン、共同議長国：ベルギー）を設置し、INS の変更/追加に関する各国の提案を検討することで合意された。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS の変更又は追加について、電子的作業部会における検討結果に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 7. JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの追加及び変更の提案

(経緯)

CCFA は毎年、各国からの提案に基づき、データの提供可能性等を考慮して、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成し、JECFA に評価を依頼する物質を選定している。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった食品添加物及び加工助剤について、JECFA による評価のための食品添加物の優先リス

トに掲載すべきか議論する予定である。

(対処方針)

JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更に当たって必要な情報が提供されており、JECFA へのデータの提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるよう適宜対処したい。また、仮議題 3(b)で規格案が実態に合っていない旨コメントしたものについては、再度の評価を働きかけ、適切な規格が策定されるよう対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 51 回残留農薬部会

日時：2019 年 4 月 8 日（月）～4 月 13 日（土）

場所：マカオ（中華人民共和国）

仮議題

| | |
|------|--|
| 1 | 議題の採択 |
| 2 | 報告者の選任 |
| 3 | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 4(a) | FAO/WHO からの関心事項 |
| 4(b) | その他国際機関からの関心事項 |
| 5(a) | 2018 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告 |
| 5(b) | コーデックス残留農薬部会（CCPR）で生じた特定の懸案に対する 2018 年 JMPR の回答 |
| 6 | 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4） |
| 7 | 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 |
| 7(a) | <p>クラス C - 飼料 （ステップ 4）</p> <p>タイプ 11：作物を原料とする飼料（一次）</p> <p>グループ 050：マメ科飼料</p> <p>グループ 051：穀類及びイネ科草本（疑穀類を含む）のわら、乾草及び生草</p> <p>グループ 052：その他の乾草及び生草</p> |
| 7(b) | <p>クラス D - 植物由来の加工食品 （ステップ 4）</p> <p>すべてのタイプ</p> |

| | |
|------|---|
| 7(c) | クラス C からクラス D への品目の移動 |
| 7(d) | Table 「クラス C 及びクラス D の各タイプの食品群の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料）（ステップ 4） |
| 7(e) | クラス C 及び D の改訂によるコーデックス MRL への影響 |
| 7(f) | その他の品目（クラスに関わらず）（ステップ 4） 作物グループの規準に当てはまらないものについてのグループの提案（改訂によるコーデックス MRL への影響を含む） |
| 7(g) | クラス B - 動物由来食品（一次） 農薬と動物薬両方で使用される物質の基準値設定のための、CCPR と CCRVDF 共通の動物組織名の定義（ステップ 4） |
| 8 | 残留農薬の特定や定量のための質量分析計利用に関するガイドライン（CXG56-2005）の改訂の可能性に関する討議文書 |
| 9 | 国際短期推定摂取量（IESTI）の計算方法の見直しに関する討議文書 |
| 10 | 新規物質の国際レビューにおける JMPR の参画の可能性及び挑戦に関する討議文書 |
| 11 | 健康への悪影響が低く、コーデックス MRL の設定を免除し得る物質に関するガイダンス策定のための討議文書 |
| 12 | サポートされていない物質の管理に関する討議文書 |
| 13 | 各国の農薬登録の情報 |
| 14 | 農薬のコーデックススケジュールと優先度リストの策定 |
| 15 | その他の事項及び今後の作業 |
| 16 | 次回会合の日程及び開催地 |
| 17 | 報告書の採択 |

第 51 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2019 年 4 月 8 日 (月) ～4 月 13 日 (土)

場所：マカオ (中華人民共和国)

主要議題の検討内容

1. コーデックス委員会における MRL 設定に関する一般的なルールについての主な議題

議題 5a 2018 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告

(概要)

2018 年の JMPR において検討された一般的事項は以下のとおり。

(1) 化合物の毒性プロファイル及び一生涯よりも短い食事からの暴露の評価

2017 年、JMPR と FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) が合同で、農薬と動物用医薬品両方についての慢性暴露評価法の調和されたアプローチを検討し、リスク評価に用いる暴露モデルを合わせる必要があるとあり、また適切な暴露モデルの選択は問題となっている毒性の指標によって決定すべきことを確認した。その後、JECFA のワーキンググループにおいて毒性プロファイルを作成するのに用いる決定樹を開発した。JMPR は、この決定樹は有用なアプローチだが、さらなる検討が必要であり、JECFA と JMPR の WHO 事務局が電子作業部会 (EWG) を設置することとなった。

また、一生涯よりは短い期間における暴露による健康影響の特定のため、長期暴露に加え、各国の実態調査データに基づく暴露の報告を検討することが有用であることを確認した。また、JECFA が開発した食品からの慢性暴露推定モデル (GECDE) が適切なモデルである可能性はあるものの、より広範囲の農薬に関するさらなる作業が必要であることを確認した。JMPR は、農薬と動物用医薬品、特に両方で使われるものについて、リスク評価の調和のため、さらに JECFA と議論を進めるべきであると提案した。

(2) すべての要求データが提出されるためのデータ提出者の責務

データ提出の遅れは JMPR 専門家に対し余計な負荷をかけ、議論の遅延を招く。JMPR がリスク評価を実行できるよう、すべての化合物とその代謝物について完全なデータが提出されることの重要性を、再度強調する。

(3) 21 世紀のハザードキャラクタリゼーション: JMPR における、新しいメカニズムから生成されるデータの評価

JMPR はここ 5 年以上、新しいメカニズムに基づくアプローチを用いたデータの利用可能性について検討しており、繰り返しデータ提出を求めてきたが、現時点では *in vivo* 試験が不要となる状況ではない。JMPR は、今後の会合において、さらなるデータの提供を求める。

(4) 食品中の化学物質の評価法と原則の改定(EHC 240)

ベンチマークドーズを用いたアプローチ及び遺伝毒性の評価のための EHC 240 第 5 章を改定するため、JMPR、 JECFA 合同ワーキンググループを作り、議論することとなった。

(5) 微生物学的な影響

腸内細菌叢が腸内の健康に大きな影響を持つとの文献があるが、2018 年に JMPR が評価した複数の抗菌剤について、腸内細菌への影響に関する科学的な知見が得られなかったことは、重要なデータギャップと考えられる。

(6) JMPR の透明性

JMPR はモノグラフとレポートを作成し、これらはスポンサーによって提出された試験や表への参照を含むものの、オリジナルの文書である。JMPR は、その旨を JMPR レポートに記入することとし、そのための声明文を事務局が作成することに合意した。

(7) 国際短期摂取量推定 (IESTI) 式における LP データの使用

LP (ある 1 日における摂食者の 97.5%tile の消費量に基づく) のデータコールを 2019 年に行う予定であり、加盟国がデータのアップデートの準備をすることを望む。

(8) 国際推定一日摂取量 (IEDI) , IESTI モデルの更新 (コーデックスクラシフィケーションと LP データの更新に合わせて)

コーデックスクラシフィケーションや新しい LP データに基づき、IEDI や IESTI モデルを改定した。

(9) 瓜以外の果菜類(fruiting vegetables other than cucurbits)の MRL 勧告の再検討

JMPR は、瓜以外の果菜類のグループに対する MRL の設定において、GAP が許す場合、より高い MRL となる可能性があるが、ピーマン・とうがらし類 (peppers) またはトマトのデータセットから外挿することに合意した。

(10) IESTI 式の評価のための急性毒性に関する確率モデルのための予備的な結果 (情報のみ)

(対処方針)

JMPR における評価のみならず、我が国における農薬のリスク評価やリスク管理にもかかわってくる事項であるため、適宜情報聴取したい。

議題 7 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂

(概要)

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準を統一かつ正確に記述するために、コーデックス委員会がそれらの食品や飼料を分類したものである。個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類されており、主としてグループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位、すなわちMRLに適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義されている。

この分類について、近年の国際貿易の実態を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRLが適用される食品の部位（分析部位）の定義の確認等が行われている。

今次部会では、以下について、前回の第50回部会以降、EWG（議長国：米国、共同議長国：オランダ）における検討結果を反映した改訂案又は改訂原案が提示され、議論される予定である。主な論点は以下のとおり。

議題7(a) クラスC- 飼料 (ステップ4)

タイプ11：作物を原料とする飼料（一次）

グループ050：マメ科飼料

グループ051：穀類及び牧草類（疑穀類を含む）飼料

グループ052：その他飼料

前回部会において合意された構造に従って、クラスCのリバイスをEWGで検討した。これを踏まえ、複数の品目の追加を含め、グループ050、051及び052の改訂案について議論される予定である。また、適切な代表作物の決定が困難であることから、牧草(*grasses*)を別のグループとする案、更に温暖な季節と寒冷な季節の牧草を別グループにする案についても検討される予定である。

議題7(b) クラスD- 植物由来の加工食品 (ステップ4)

タイプ12 植物由来の第2次食品（1次農産物からの一部除去、乾燥、精白等、製品の組成ないし特徴を失わないような単純な操作により得られるもの）

タイプ13 植物由来の加工食品（1次農産物から、物理的、生物学的、化学的操作により分離された食品または可食部。植物油、穀類の副生成物、果汁など）

タイプ14 植物由来の加工食品（単一原材料（香料、スパイス、調味料などは含んでもよい）で製造された食品）

タイプ15 植物由来の（複数原材料を含む）加工食品（複数の原材料を含有するもの。動物由来原料を含んでいても植物由来原料が大勢であるならこのタイプとする）

EWGにおいて、植物由来の加工食品の分類を検討した。前回部会で決定された、同じ品目に複数のMRLを設定することによる混乱を避けるため、1つの品目は1つだけのグループないしサブグループに属するよう更新することが決められた。①タイプ12

と 13 は同じ農産物から生産されるものが含まれるため密接な関連があること、②タイプ 15 に属する食品は少ないこと、③タイプ 14 の食品は存在しなかった。本部会では、クラス D 全体について議論する予定である。

議題 7(c) クラス D からクラス C への品目の移動

EWG は、経済協力開発機構 (OECD) の家畜残留に関するガイダンス文書及びメンバーからの情報に基づき、いくつかの品目を植物由来の加工食品から飼料グループへ移動した。同一の作物を複数のグループに入れないと第 50 回部会の決定を踏まえ、食品と飼料双方で用いられる作物については食品のグループに入れることとした。本部会では、クラス D からクラス C への移動が提案されている品目について検討する予定である。

議題 7(d) Table 「クラス C 及びクラス D の各タイプの食品群の代表作物の選定例」の原案 (食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料) (ステップ 4)

(概要)

議題 7a~7d を踏まえ、EWG が作成したクラス C 及び D の代表作物の選定例について検討することとなっている。

(対処方針)

代表作物の選定があくまで例示であることを踏まえ、他のクラスに対する類似議論と同様に適宜対処したい。

議題 7(e) クラス C 及び D の改訂によるコーデックス MRL への影響

(概要)

コーデックス分類の改訂にあたり、CCPR は、JMPR が評価を完了していないものについて MRL を変更しないとしている。クラス C 及び D の改訂により MRL が変更されるものについては、グループに対する基準値が設定されている場合であっても、当面、既存の MRL が維持されるように注釈をつけ、JMPR の評価後、可能であればグループとしての MRL を設定していく方針である。修正版のクラス D について検討が求められている。

議題 7(f) その他の品目 (クラスに関わらず) (ステップ 4)

作物グループの規準に当てはまらないものについてのグループの提案

(改訂によるコーデックス MRL への影響を含む)

(概要)

今まで様々な作物グループの検討を行ってきたが、いずれにも属さない品目について、タイプ「その他」を設けるとの EWG 案に基づき、検討する。なお、本グループに属するものとして EWG が提案しているものは、Foxnut (オニバス)、Lotus seed (ハスの実)、Water chestnut (ヒシの実) の 3 品目のみ。

議題 7 (g) クラス B - 動物由来の 1 次食品

農薬と動物用医薬品両方で使用される物質の残留基準値設定のための、CCPR とコーデックス食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 共通の動物組織名の定義 (ステップ 4)

(概要)

動物用医薬品と農薬両方に用いられる物質があり、その残留基準値を設定するにあたっての可食部位の定義を CCRVDF と CCPR で調和させるために、以下について検討する。

- CCRVDF は筋肉 (muscle)、CCPR は肉 (meat) を用いているが、統合可能か。統合できるのであれば、どのような用語が適切か。
- 提案された食用内臓の定義「枝肉 (カーカス) 以外の動物の部分であり、ヒトの消費に適すると考えられるもの」は適切か。
- 内臓の分類について統合可能か。
- 代表の動物の内臓における残留から、CCPR と CCRVDF 両方で用いられる外挿ルールを開発できるか。
- 両部会で調和した用語を用いるための適切な手続はどうすべきか。
- はちみつを含めるべきか。含める場合、クラス B (動物由来の 1 次食品) か E (動物由来の加工食品) か。

(対処方針)

農薬の残留の程度に影響を与え得る作物の特性 (収穫物の形態、収穫時の生育段階)をはじめ、食品の生産、流通及び消費の実態を考慮して、科学的に妥当な改訂内容となるよう適切に対応したい。

本分類の利用者にとって、MRL の設定対象となる食品や MRL の適用部位 (分析部位) について、混乱が生じることなく使いやすい内容となるよう、これまでの部会の合意や文書中の表記の一貫性にも留意しつつ、適切に対応したい。特に、動物用医薬品と農薬両方で用いられる物質について混乱が生じないよう、動物用医薬品の担当部局とも連携して対処したい。

2. 個別農薬の MRL の設定や改廃に関する議題

議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

(概要)

過去の部会でステップを留められた MRL 案及び原案、並びに 2017 年 JMPR により新たに勧告された MRL 原案 (CL 2018/11-PR) について、ステップ 7 又はステップ 4 で検討される予定である。

(対処方針)

文書未着だが、討議文書が配布された時点で、各 MRL 案が採択された場合、今後我が国で当該 MRL 値を受け入れることを考慮し、我が国の消費者の健康が保護されることを前提に、適切な MRL 値が設定されるよう対処したい。

議題 1 4 農薬に関するコーデックス優先リストの作成

(概要)

EWG（議長国：豪州）が作成した、2019 年以降に JMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて議論される見込みである。2019 年の対象農薬は、既に調整が図られている。2020 年以降の対象農薬は、現在の JMPR のリソースに鑑み、数剤の評価時期を延期するよう求められる見込みである。

新規農薬の評価及び既存農薬についての特定の食品の MRL の設定についての候補選定に当たっては、メンバー国での農薬登録、農薬ラベル（使用方法）の情報が提出されていることを原則とし、提出された日付を考慮して優先リストを調整することとしている。

(対処方針)

適宜対処したい。なお、ヒトの健康に影響を及ぼす可能性のある農薬ができるだけ早く再評価されるよう対応したい。

3. その他の議題

議題 8 残留農薬の特定や定量のための質量分析計利用に関するガイドライン (CXG 56-2005) の改訂の可能性に関する討議文書

(概要)

CXG 56-2005 について、第 50 回部会において、タイトルが内容と合っていなかったり、質量分析計一般について記述されているがより特定の技術についてのガイダンスが必要、などの指摘があり、ガイドラインの更新について EWG（議長：イラン、共同議長：コスタリカ）で検討し、新規作業のためのプロジェクト文書を作成した。提案では、CXG 56-2005 について、以下を含むように改定することとなる。

- 特に多成分分析による残留農薬の適合試験の基本原則。（ガスクロマトグラフィー (GC)、高速液体クロマトグラフィー (HPLC)）
- 特定、同定、定量の際のプレカーサーイオン、プロダクトイオンの選択の規準
- 残留農薬特定の規準
- 質管理の規準

(対処方針)

残留農薬以外の分野では、CCMAS においてこれらの作業がなされていることから、それらの原則と合致するよう、また、科学的に適切なガイドラインとなるよう対処した

い。

議題 9 国際短期摂取量推定 (IESTI) の計算方法の見直しに関する討議文書

(概要)

第 48 回部会において提案された IESTI の計算式の見直しの再検討について、リスク管理を担当する CCPR では、IESTI 計算式について議論するのではなく、現在の計算式により算出される IESTI がリスク管理等に与える影響について再評価することが確認された。

第 50 回部会では、以下を行うための EWG (議長：オランダ、共同議長：ブラジル、ウガンダ) を設置した。

- 現在の IESTI の利点と問題点、リスク管理、リスク評価、消費者保護や貿易への影響についての検討
- JMPR 事務局を通じてリスク評価者に提供するため、bulking や blending に関する情報収集
- 上記の検討結果に基づく討議文書の作成

(対処方針)

IESTI 計算式については、短期摂取量評価を導入した時と同様、FAO 及び WHO の専門家による検討の上、CCPR に報告すべき性質であることを基本に対処したい。

議題 10 新規物質の国際レビューにおける JMPR の参画の可能性及び挑戦に関する討議文書

(概要)

カナダの提案に基づき、JMPR が国際ジョイントレビューに参画することについて、資源の有効利用、タイムライン、各国規制機関と JMPR 事務局の間のコミュニケーションや協力の拡大、科学ポリシーの問題も含め、利点、問題点及び解決法案の特定と評価を行うための EWG が設置された。

(対処方針)

文書未着。適宜対処したい。

議題 1 1 健康への悪影響が低く、コーデックス MRL の設定を免除し得る物質に関するガイダンス策定のための討議文書

(概要)

チリより、第 50 回部会において、生物農薬に関するコーデックスガイドラインが存在せず、各国が個々に国内規制を進めていることが国際貿易上の問題となり得るとの指摘があり、ガイドライン作成の提案があった。EWG (議長：チリ、共同議長：インド、米国) が設置され、①CCPR の業務の下での新規作業を正当化する背景の提供、②MRL の設定を免除された、ないし免除すべき生物及び無機農薬に関するガイドライン案の作成、③そういった化合物のリストないし規準案、④プロジェクト文書の作成を行い、今回合会で議論することとなった。

(対処方針)

文書未着。適宜対処したい。

議題 1 2 サポートされていない物質の管理に関する討議文書

(概要)

第 50 回部会において、再評価において評価に必要なデータをサポートする者がいない化合物についての議論を行った。複数の加盟国から、サポートされていない物質の管理に関する戦略を検討するための討議文書を準備する必要があるとの提案があり、EWG（共同議長：ケニア、チリ、カナダ）で討議文書を作成することとなった。

(対処方針)

文書未着。適宜対処したい。

議題 1 3 各国の農薬登録の情報

(概要)

第 50 回部会において、JMPR での再評価対象の選定に利用することを主な目的として、各国の農薬登録状況のデータベースの作成について大筋で賛成され、データフォーマットの簡素化や改善のための提案、掲載する有効成分の範囲および更新の頻度について検討するため EWG（議長：ドイツ、共同議長：オーストラリア）が設置された。

(対処方針)

文書未着。適宜対処したい。